

## 鳥獣保護及び狩猟に関する講習会を開催

[岐阜署]6月5日に、岐阜署主催で鳥獣保護及び狩猟に関する講習会を開催しました。

林野庁では、農林業被害の防止・軽減、生態系被害の抑止のため、また国有林の管理者として自衛捕獲が必要との観点から、国有林野事業職員研修規程に基づく講習会を毎年開催しています。この講習会を過去三年以内に履修した国有林野職員は狩猟免許が無くても国有林内において有害鳥獣捕獲ができます。今回は岐阜署をはじめ、飛騨署、東濃署、森林技術・支援センター、名古屋事務所の計65名が受講しました。

午前は、岐阜県庁環境企画課の職員から、鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する講習を受けました。地域の方が山林を使わなくなるとともに、野生鳥獣の需要(肉と皮)が激減した結果、鳥獣の個体数が増加し、今ではニホンジカの分布域は県内のほぼ全域となり、高標高域でも目撃され、生息頭数は約5万頭に増えています。岐阜県では狩猟期間の延長や狩猟頭数の緩和に取り組むとともに、狩猟免許の講習会や試験を土日に開催し、狩猟者の増加と若返りに努めています。



岐阜県庁環境企画課職員の講習を真剣に聞く受講者



くくり罠の施設体験「思ったより力がいりますね～」

午後は岐阜署の松嶋総括地域林政調整官から、くくり罠のルールや、罠の講習と種類、設置方法の実技の指導を受けました。

実技では受講者がくくり罠の設置を体験し、「思ったより力がある」という感想が聞かれ、「安全ピンを抜くときに顔を近づけないように」という講習で説明を受けた内容に納得していました。